

キャリアアップセミナー業務委託に係る公募型プロポーザル説明書

1. 目的

男女が仕事と家庭の両立を図りながら意欲と能力に応じていきいきと働ける職場づくりは、男女共同参画社会の推進における重要な課題であり、女性職員の能力を積極的に活用することは、組織の活性化につながります。

しかしながら、奈良県では管理職への登用等、意志決定の場への女性の参画は進みつつある一方、女性の就業率は全国最下位という現状であり、未だ結婚・出産、子育て、介護等といった局面で、女性が就業を継続し、キャリアを積み重ねることが困難な状況であると言えます。

そこで、県・市町村を含む県内事業所で働く女性が、仕事と家庭の両立を図りつつ、自らのキャリアデザインを考え、組織においてもリーダーシップを発揮するために必要な能力を身につけていただくことを目的とした官民合同のキャリアアップセミナー・フォローアップセミナーを実施するとともに、結婚や出産・育児等の環境の変化において、就業継続のために必要な課題を解消し、自らのキャリアプランを考えていただくことを目的としてキャリア形成セミナーを実施することで、就労への意欲をさらに高めていただくことを目指します。

当事業の実施については、豊富な知識と高度なノウハウを有する民間団体への委託により行うこととします。この説明書においては本業務を委託する民間団体を特定するために行う、公募型プロポーザルに必要な事項を定めます。

2. 委託する業務

- (1) 業務名 キャリアアップセミナー業務
- (2) 委託内容 別紙仕様書のとおりとします。

3. 委託条件

- (1) 委託期間 契約締結日から平成28年1月29日まで
- (2) 委託費 2,124,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とします。

4. 資格要件

次に掲げる要件のすべてを満たすものとします。

- (1) 地方自治法、奈良県契約規則その他関係法令を遵守できる法人であること。
- (2) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (3) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (4) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

- (7) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
- (8) 本店及び県内に所在する営業所等が国税又は地方税を滞納していない者であること。
- (9) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、本県における一般競争入札の参加を制限されている法人、または、奈良県から指名停止を受けている法人でないこと。
- (10) 過去3年以内に、人材育成に関するセミナーの企画運営または講師派遣を官公庁から委託され、実施していること。
- (11) 契約締結までに、奈良県の「競争入札参加資格者名簿（物品購入等関係）」に登録されていること。

5. 担当部課

奈良県健康福祉部こども・女性局女性支援課女性就労支援係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-8679

6. 提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次のすべての書類を作成して提出してください。

(1) 参加申込みの提出書類 各1部

- ① 参加申込書（様式1-1）
- ② 質問票（様式1-2）
- ③ 法人登記事項証明書（参加申込日前3ヶ月以内に交付されたもの）
- ④ 過去3年以内に、人材育成に関するセミナーの企画運営または講師派遣を官公庁から委託されたことを証する書類（契約書の写し等）

(2) 企画提案の提出書類 9部（正本1部 副本8部）

以下の内容について記載してください。①、②は様式のとおり、③から⑥の様式は自由とします。ただし、副本には業者名が分かる記載（法人・団体名、代表者・従業員氏名、所在地・連絡先等）を記載しないで下さい。

- ① 法人概要（様式2-1）
- ② 過去3年間の講師派遣・セミナー実績（様式2-2）
- ③ 当事業の目的に即した、女性が仕事と家庭を両立しながら就労を継続し、能力を発揮する人材を養成するためのプロセスや手法についての考え方
- ④ セミナー（アンケート・事前課題を含む）の具体的内容、スケジュール、講師についての提案
- ⑤ セミナー（アンケート・事前課題を含む）運営・実施のための業務遂行体制
- ⑥ 経費見積書（積算根拠が分かるように詳細に記入してください）

7. 参加申込書の提出

6（1）の書類については、次のとおり提出してください。

(1) 提出期限

平成27年5月18日（月）午後5時

(2) 提出方法

持参または郵送により、5の担当部課に提出してください。

なお、持参の場合には、平日の午前9時から午後5時までの間に限り受け付けます。また、郵送による場合には、配達記録証明又は宅配便（手渡したことが証明されるも

のに限ります。)によるものとし、平成27年5月15日(金)午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

(3) 質問票

企画提案に係る質問がある場合には、様式1-2の質問票に質問内容を記載の上、参加申込書とともに提出してください。なお、質問がない場合でも、様式1-2の質問票に「質問なし」と記載して、参加申込書とともに提出してください。

(4) 質問に対する回答

受け付けた質問については、参加申込書を提出したすべての者あてに、平成27年5月21日(木)までに原則として電子メールで回答します。

8. 企画提案書の提出

6(2)の書類については、次のとおり提出してください。

(1) 提出期限

平成27年5月29日(金)午後5時

(2) 提出方法

持参または郵送により、5の担当部課に提出してください。

なお、持参の場合には、平日の午前9時から午後5時までの間に限り受け付けます。

また、郵送による場合には、配達記録証明又は宅配便(手渡したことが証明されるのに限ります。)によるものとし、平成27年5月29日(金)午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

9. 企画提案書の審査及び結果の通知

(1) 提案書の審査

「キャリアアップセミナー業務委託に係るプロポーザル審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)において提案書の内容の審査及び評価を行い、当該委託に最も適した提案を行ったと認められる提案者を受託者として特定するものとします。

(2) プレゼンテーション

審査委員会の審査の際、プレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションは平成27年6月上旬頃に奈良県庁舎内で実施することとし、日時・詳細については企画提案書の提出があった者に別途通知します。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 審査の基準

審査委員会はあらかじめ定められた下記の審査項目に基づき、公正な審査を行います。

① 当事業実施についての考え方

(当事業の目的を理解し、提案内容に反映されているか)

② 業務遂行能力等について

(セミナーの受託実績は十分であるか)

(事業を効率的・効果的に運営するための体制は適切であるか)

③ セミナーの内容及び講師について

(セミナーの内容は効果が見込まれるか)

(講師は事業遂行にあたり、適切な資格、経歴、実績を持った者を予定しているか)

④ 経費(見積書について)

(所要経費の見積は適切であるか)

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、受託者の特定後 1 週間程度を目処に、提案者あて書面で通知します。なお、審査等に関する照会、問い合わせには、一切応じられません。

(5) その他

審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けません。

10. 業務委託契約の締結

(1) 契約の締結

県は、審査の結果受託者として特定された者と、事業内容及び委託金額について双方協議のうえ、奈良県契約規則に基づき、随意契約による委託契約を締結します。

なお、審査の結果をふまえ、提案内容の変更を求めることがあります。

ただし、審査委員会で特定した者との協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった者と同様の手続きを行うこととします。

(2) 契約保証金

契約時に、契約金額の 10%に相当する額以上を契約保証金として県に納めていただくことになります。ただし、奈良県契約規則第 19 条第 1 項各号の 1 つに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除されることがあります。

(3) 委託費の支払い

委託費は、原則として、事業完了後県が検査を行い、適正と認められた場合支払われます。

(4) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が行うこととし、その経費は委託費に含むものとします。

本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、すべて奈良県に帰属するものとします。

(5) 契約書

受託者として特定された者に対して別途作成・提示します。

(6) 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。また、契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じます。

① 役員等が暴力団員であるとき。

② 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。

⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

- ⑧ 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

11. その他留意事項

- (1) 企画提案に関して、提出書類の作成・提出に要する費用は提案者の負担とします。
- (2) 公募手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。
- (3) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めません。
- (4) 企画提案書が次の事項の一つに該当する場合には、無効となる場合があります。
 - ① 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
 - ② 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が、記載されていないもの。
 - ④ 記載されるべき以外の内容が、記載されているもの。
 - ⑤ 虚偽の内容が、記載されているもの。
- (5) 提案者が1団体のみであった場合にも、提案内容が当該委託の履行において適切であるかどうかについて、審査委員会にて審査します。
- (6) 提出されたすべての書類は、返却しません。
- (7) 提出された企画提案書は、当目的以外には、提案者に無断で使用することはありません。
- (8) 提出された書類は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することとします。
- (9) 参加申込書を提出した後に辞退する場合は、速やかに県に連絡するとともに、書面により届けてください。